

商標の拒絶理由横断調査事業

特許庁審査業務部 商標課

令和5年度概算要求額 **9.3 億円** （ 9.5 億円 ）

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 増大する商標登録出願に対して、商標の識別力等の拒絶理由の該当性に関する横断的な調査を民間事業者により実施することで、審査官が行う各調査に要する時間を削減し、商標登録出願の一次審査通知までの平均期間を短縮することを目的とします。 事業概要 事業者は、特許庁が発注する案件について、商標の識別力等の拒絶理由の該当性に関する横断的な調査を行わせ、その証左となる情報を収集、選定し、その結果をまとめた調査報告書を納入させます。審査官は、その調査報告書を活用した審査を行うことで、効率的により多くの審査を処理することが可能となります。	請負  ・調査報告書の作成 特許庁は、事業者は、商標の識別力等の拒絶理由の該当性に関する横断的な調査を実施させ、その結果をまとめた調査報告書を納入させます。審査官は、その調査報告書を活用し、効率的な審査を行います。また、審査官は、事業者は、調査報告書に関するフィードバックを行うことで、調査報告書の品質を向上させます。 成果目標 一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月となるよう商標審査体制を強化します。